

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成25年3月15日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
質疑（上村高義委員、野口博委員）	
議案第25号所管分の審査	10
議案第24号の審査	11
質疑（野口博委員）	
議案第33号の審査	11
質疑（野口博委員）	
議案第4号の審査	16
議案第16号の審査	16
補足説明（総務部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、野口博委員、上村高義委員）	
議案第26号の審査	20
採決	20
所管事項に関する事務調査について	21
閉会の宣告	22

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年3月15日（金）午前10時 開会
午前11時59分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	上村高義	委員	藤浦雅彦
委員	南野直司	委員	三宅秀明	委員	野口博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝		
市長公室長兼会計管理者	乾 富治	同室次長	山本和憲		
秘書課長	池上 彰	政策推進課長	山口 猛	人事課長	大橋徹之
人権女性政策課長	牛渡長子	同課参事	中村実彦		
総務部長	有山 泉	同部次長兼財政課長	北野人士		
同部参事兼納税課長	東角泰典	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	松方和彦		
防災管財課長	西川 聡	情報政策課長	楨納 縁	市民税課長	和田元伸
固定資産税課長	中西利之	工事検査室長	宮木茂実	会計室長	日垣智之
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長	山田雅也				
消防長	北居 一	消防本部次長兼消防署長	熊野 誠		
同本部参事兼警備課長	樋上繁昭	総務課長	納家浩二	予防課長	橋本雅昭
警防第1課長	堤 仁志	同課参事	木下正雄	警防第2課長	明原 修
同課参事	松田俊也				

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成25年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
議案第25号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第24号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第33号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第 4号 平成25年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第16号 摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
議案第26号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
所管事項に関する事務調査について

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

先日に引き続き議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑を続けます。上村委員。

○上村高義委員 先日に引き続きましての質問をさせていただきます。

1回目の答弁をいただいてから2日ほどたってますので答弁とのそごがあるかもしれませんが、そこはご了解いただきながら再度質問させていただきます。

1番目の市民税に関することです。先日の答弁では経常収支比率が平成23年度の99.4%より悪化する見込みだということでありました。非常に私も危惧しておるところでございます。

このことは、摂津市サイドがどうのこうのというよりも、受け身的な形になりますので、これは今の政府のアベノミクス効果というものを期待するしかない、それに伴う市税の増加、地域経済が活性化して税収がふえるということを期待するしかないんですけども、ただ摂津市においては南千里丘開発を行って人口がふえるだろうと。そして、それに伴う市民税の増あるいは企業立地促進等による法人市民税の増、セッピー商品券も取り入れてますけども、やはりあれは商業が活性化して法人市民税が入るといような仕組みになるべきだと思います。今日の質問はそういったことをきっちり把握できるようにしていただきたいということで、要望という形でおいておきますけども、とった政策がどのような形で生活に出るかというの、きっちり押えていただきたいというふうに思ってますので、これらはまた決算審査のときにお聞きし

たいと思っております。

2番目のふるさと納税の実績はどうかということで答弁ありました。市民税課と総務課から答弁があったんですけども、非常にわかりにくかったんで私も原課に行って聞いたんですけども、他の委員からもわかりにくいという意見もありますので、もう少し詳しく説明していただきたいということと、この前の答弁では摂津市から他市への持ち出しは30万円から40万円ということで、逆にその中で平成23年度は東日本大震災において特別に1,600万円ほどの持ち出しがあって、そして実際は400万円ぐらいの持ち出しになったということだったと思うんです。逆に他市から摂津市への寄附は5年間で134万円だったということかなというふうになってますけども、もう少しそこら辺を詳しく説明していただきたいということと、市民税課と総務課のふるさと納税に関しての役割がどうなっているかということを含めて、お聞かせ願いたいということと、それに伴ってふるさと納税に対する営業活動と言いますか、広報活動は今後どうしていくかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

ホームページでふるさと納税ランキングというのが公表されているんですけども、その圧倒的1位が鳥取県米子市なんです。納税していただいた方に特産品をさし上げると、特産品の品物が一番豊富なのが鳥取県の米子市、全国で1位。大阪では泉佐野市がふるさと納税をしていただくためにいろんな特産品グッズを用意しているということで載っています。摂津市では、そういうことに対して、どういう取り組みをされるのかということについて答弁をお願いいたします。

市たばこ税につきましては、説明があ

りましたので、これについては議案第26号でも審査されるので、これはもう結構でございます。

地域経済活性化・雇用創出臨時交付金につきまして、交付条件等々の答弁があったんですけども、質問の7番目に予防保全について聞いておりますけども、あわせて再度質問します。今回、地域経済活性化の交付金で、温水プールとテニスコートの改修をやるということでもありますけども、この件は私も市民のほうから何回も要望をいただいて、お願いします、お願いしますと言われておったんですけども、なかなかその財源確保ができなくて、できない、できないということになっておったんです。今回こういう形でやるという決定をされたんですけども、このことは中期財政見通し等々にも入ってない中で、急に出てくるわけです。このことが非常に不安に感じるんですけど、国の方から地域経済活性化の交付金を出すから何か案件はないかと言われたときに、これをやりますというふうに出てきたんですけども、本当にこれでいいのかということで、本来は予防保全、修繕計画があって、そしてノミネートされた最上位のやつがこれですというふうに出すべきだというに思っています。

そうしているかもしれませんが、我々議員はそのことは知りませんので、それが最重要課題であったということを出てきてるとは思うんですけども、ほかにはないのですかと。前にも文化ホール等々で緊急で壁の補修したんですけども、それが終わった途端に市民図書館の壁の崩落とか、第二中学校の廊下で剥離等々があって急遽補正を組んでやったわけですけども、そういうことはないんですかということを確認しておきたいと思しますのでお答え願います。

4番目の土地売却収入につきまして、先日の質問の時には、不調に終わった分の再公募の入札締め切りが今日ですということであったんですけども、2日たちましたのでどうだったのかということ、答弁できる範囲でお答えいただきたいと思います。また不調になった場合には、値を下げてでも売るとかということもあるし、契約が進みつつあるのであれば、どういう形になるのかということでもありますので、現状を一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、旧味舌小学校跡地については、先日の答弁ではこの秋ごろには方向性を示したいということでありました。やはり、この基本は、当初の目的は売却して教育施設の充実を図るんだということでありました。この当初の目的というものは、やっぱり堅持していただくということでもありますけども、ただ、地域の声等も十分に反映し、考慮していただきながら方向性を示していただきたいと思っています。この件については、再度答弁をお願いいたします。

次に人材育成事業、これは代表質問からずっといろんな方が質問されて明らかになってきたわけですけども、私はやっぱりこの業績評価制度の導入というのは画期的なことだというふうに高い評価をいたします。ただ、導入後の運用が非常にかぎであるということも先の質問で言いましたけども、実は藤浦委員の同種の質問の中で、マズローの人間の5大欲求まで言及されて答弁されたわけですけども、私このマズローの人間の5大欲求というのは、若いころからずっと聞いてました。久しぶりにこの言葉を聞いたんですけども、ここまで掘り下げてこの業績評価制度を導入されているということについては、非常に期待感が持てるなど

いう感じを得ました。

今テレビのコメンテーターで活躍されてます元三重県知事の北川正恭さんが、三重県知事時代にいろんな行政改革をされたんですけども、私が唯一腑に落ちなかったのは、この目標管理制度と給与との反映ができてなかったんですよ。

だから、いろんな良い施策、職員にやる気を持たせる施策をするけども、それが給与に反映されないということが、どうしても私はちょっと形だけかなという思いがあったんですけども、摂津市では今回、業績評価制度を導入して、それが給与にも反映するという取り組みをされるということでもあります。まさに、こういうことは非常に画期的なことだというふうに思っています。

給与に反映するという事は、月給はもちろん一時金も変わります。一時金も変わりますし、退職金も変わってきます。年金にも影響をしてくるんですよ。自分の一生の生涯獲得賃金、給与そのものが変わってくるということで、このことは労働組合も理解を示しているというふうに私は理解してますし、その労働組合の方も協力していただいて、非常にいいことだということで、高い評価をしております。

もう一つは、指定管理者のところで質問しましたけども、指定管理者のあり方検討委員会の議事録を見ていると、指定管理先については、非常に厳しい意見を言っとるわけですね。民間並みにすべきだという厳しい意見を言っています。そういった意味でも、市が業績評価制度を導入して、非常に厳しい、仕事にやる気を持たせるような取り組みをするということでも、非常に意義があると思うんです。その中で、やっぱりキーになるのは、私はリーダーシップと言いますか、仕事

の与え方、そして与えた仕事にどういう評価をされたのか。そして、そのことがその職員の人材の育成につながっていくというふうにとらまえるわけですけども、改めてそういった面でキーとなるリーダーシップをとられる方に、これは当然、課長ですし、その上は部長、そして副市長、市長となってくるわけです。そこら辺でここでは市長公室長がトップになるので、その辺についての考えを一度お聞かせ願いたいと思っています。

次に、職員の健康管理のことで、メンタルヘルスにつきましては、休業は1人だということでした。ただ、職員のメンタルな面もきっちりチェックしながら、そしてフォローしていただきたいということで要望しておきます。

庁舎管理事業につきましては、今回巻末に一覧表が出てきて非常にわかりやすく提示いただきました。これは、現在1社に発注していることですが、できたらもっとさらなるコストダウンできるような発注方法があるのではないかなという気もしています。例えば専門部ごとに、エレベーターだったらエレベーターだけを引き抜いてその業者に発注した方が安くなる場合もあるだろうし、だからそれをもう少し研究して、さらなるコスト削減につながるような発注方法を検討していただきたいということで要望としておきます。

市有財産管理、予防保全については先ほど言いましたけども、ただこの市有財産管理と言いますか、公共施設の維持管理につきましては、人材育成のところで自主研究グループでアセットマネジメントやファシリティマネジメントの研究をするということでした。私は非常に良いことだと思いますので、このことを非常に期待しております。この中で市有財産の管理も含めて、公共施設配置の

あり方、配備等々も含めても研究し、議論しなければならぬようになってきますので、そこについては大いに期待をしながら要望としておきます。

次に、指定管理者制度ですけれども、先日の答弁では指定管理者があげた利益については、指定管理者に利益を還元していくようなことも考えていくというような答弁だったと思います。私もそうすべきだというふうに思ってますし、図書館の評価について、先般、野口委員の質問に対して評価点数が出たんですけれども、私は図書館の今の指定管理は、指定管理者制度にしてあるべき姿だというふうに思っております。ああいう形で契約して、そして運営会社に全てお任せしてやっていただくと。ただ、チェックとしては本庁側もしなければなりませんけれども、ただ運営管理については指定管理者に任ずということであります。

図書館以外のところは、市の出先機関というふうなイメージがまだあるわけですが、それを払拭するためにも、もっと契約というものに重点をおきながら、発注者側と受注者側、そこには契約というものがあって、それにきっちり書いてその中でやっていくということでありますので、近々その方向性が示されるということなので、それを見せていただきながら議論をしていきたいと思っておりますので、そういう方向で進んでいただきたいというふうに要望しておきます。

地域防災計画についてですけれども、最近テレビ等々で原発事故に対する地域防災計画策定、どこの県も非常に遅れているということでありまして、そのことを想定すると想定しきれないというか、なかなか防災計画に折り込みできないというようなことで、遅れているということでありまして。

そこで、あるコメンテーターの方が、とりあえずつくと、そして、つくった計画に基づいて訓練をして、そして不備箇所は手直しして、より実効性のあるものにすべきであるというふうに言っていました。私もまさにそのとおりだと思います。いかに立派な物をつくっても、棚に置いておいたら意味がないので、やっぱりつくった計画に基づいて訓練をして、そして不備箇所を直してより実効性のあるものに仕上げていくという取り組みが大事だと思います。

今回、女性だけの検討委員会を立ち上げるということで、先般産経新聞にも載ってました。こういうことは非常に良いことなんですけれども、それを実践に向くようにするには、やはり訓練をして、そしてその計画を修正していくんだというふうに考えておりますので、これも同じような趣旨で何回も質問してますので、ぜひそういった取り組みをしていただきたいというふうに要望しておきます。

住宅用火災警報器の点検については、ぜひきちっと広報を、防火安全週間等々のときに、そういう機会に市民の皆さんに自分の家の火災警報器も点検をしてくださいというような呼びかけを、ぜひしていただきたいというふうに思っています。

消防水利につきましては、定期的に点検してますので大丈夫だということでありました。私が非常に気になるのは、以前、鳥飼地区で製紙会社で火災が起きたときに、一気に十数台の消防車が放水を始めたんですよ。そうすると、水源が足りなくなって放水ができなくなったというようなことがあって、放水をやめて絞って放水したことが記憶にあるんです。そういう大規模火災と言いますか、大きな火災が起きたときに、消防車が一斉に1

0台も20台も放水したときに、水源が足りなくなるようなことがないように、それはちゃんと消防水利の計画の中で確保するようにしていただきたいということで、これは要望としておきます。

以上で2回目終わります。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

和田課長。

○和田市民税課長 ふるさと寄附金の内容につきまして再度ご説明申し上げます。

ふるさと寄附金制度に対する市民税課の役割でございますけれども、その役割は都道府県市区町村に対する寄附金のうち2,000円を超える部分につきまして、所得税とあわせて住民税を控除することでございます。従いまして、ふるさと寄附金を推進するということは、課税の立場からすると市の税収を失う方向ということになりますので、内容としては真逆の内容になっておるということでございます。

その内容につきまして、もう少し具体的に説明いたします。平成24年度の当初課税時点の状況ということでご説明しますと、平成23年中に摂津市民266人の方が寄附金1,616万6,000円を都道府県市区町村に、主に東日本大震災に伴う被災地方公共団体に対する寄附ということで寄附をされて、本来市に入ってくるべき市民税401万円が控除することによって減額になったということでございます。

○三好義治委員長 松方課長。

○松方総務課長 総務課としまして、ふるさと納税の寄附金として受けている金額を前回ご説明させていただきました。当課におきましては、平成20年からふるさと納税の寄附を受けておりまして、その5年間の件数として128件、671万7,000円と、5年間の平均とし

て大体二十五、六件、金額として134万3,000円という数字を上げさせていただいたところでございます。

営業活動、特に広報活動については、市民税課のホームページに上がっているという状況でございます。特段鳥取県の米子市でありますとか、泉大津市のような制度を設けている状況ではないというのが現況でございます。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 地域の元気臨時交付金と予防保全についてのご質問にお答えしたいと思います。

1回目のご質問でもお答えしましたが、財政課といたしましては、各所管に対し営繕計画をつくるように指導をいたしております。それに基づいて予算要求が上がってくるわけでございますが、営繕の仕方によっては、対症療法的な査定をさせていただく場合、あるいはこれは根っこから大規模改造していくべきではないかというような査定をさせていただく場合もございます。

先ほだのご質問の中で、温水プール、テニスコートという具体的な施設の名称がございました。これも両施設とも営繕計画を持っており、予算要求が出てまいったわけでありまして。

先の答弁でも申し上げましたが、この地域の元気臨時交付金はいわゆる対象事業が起債対象事業、いわゆる地方債を発行できる規模の事業にしなければならないという国の縛りがございまして、例えば温水プールについては、プール槽の床を防水するという対症療法的な方法と、もう一点プール槽そのものを入れかえてしまうという方法がございまして。地方債の対象ではどちらがなるかと申し上げますと、やはりプール槽をかえ、配管も含めて大規模改修工事に持っていくと、こ

うということによって起債対象事業に持つていけるということがございますので、今回急に出てきたというお話もあったんですが、我々としましては、この交付金を活用しながら、その営繕内容を検討し当初予算をあげさせていただいたということでございます。

あと営繕について不安を覚えるというお話でございました。ご質問にもございましたが、若手の研究グループでファシリティマネジメントについて研究されているグループもございますし、現在、防災管財課において市有財産をデータベース化するという仕事もいたしております。この辺を活用しまして、今後もその良好な保全と申しますか、市有財産の管理をしてみたいと考えております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 土地の売却、先日第2回の公募を行ってますということでお話させていただきましたが、現在の状況について、それから不調になった場合の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

先日も説明させていただきましたが、第2回の公募を行ってございまして、第1回の残物件の4件に加えて旧鳥飼野々団地の一部を含めた5物件について、公募を行いまして、入札の締め切りは3月12日となっております。その開札を3月14日、昨日の午後2時から行っておりまして、その後契約という形に進んでいく予定となっております。

入札結果といたしまして、鳥飼野々3丁目の物件につきましては、1社の入札がございました。最低売却額1億9,520万円に対して、2億5,590万円の入札がございました。

三島2丁目の旧市民プール前の駐車場につきましては、最低売却額1,770

万円に対して1,780万円、1社の入札がございました。

東一津屋の物件、駐輪場前の今駐車場としてお貸ししているところなんですが、最低売却額が3,170万円に対して3,530万円、こちらは2社の入札がございまして、高い方が3,530万円の入札でございました。

東一津屋区画整理内の摂津の湯の裏側の土地につきましては、最低売却額2,640万円に対して3,190万円、こちらにつきましては3社の入札がございまして、高い金額は3,190万円でございます。

それから、残り1件の物件につきましては、鳥飼新町、これはもう既に去年に2回公募させていただいて今回で4回目の公募になるんですが、こちらにつきましては入札される業者がおられませんでした。こちらにつきましては、今後、入札にかけるか、新たに借地として利用される業者を求めるかにつきまして、今後検討してみたいと考えております。

○三好義治委員長 乾公室長。

○乾市長公室長 旧三宅小学校あるいは旧味舌小学校の跡地の活用、それから業績評価制度の仕事の与え方につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、業績評価制度なんですけども、これにつきましては、今回、給与への反映ということを考えております。そういうことは、すなわち上村委員のご指摘のとおり、職員の年金にまでかかわってくる非常に重大なことでございます。そのためには、一番我々守らなければならないのは、やはり公平さ、公正さ、そういったことは非常に重要になってくるというふうに思っております。

それから、その前にまず目標の設定にあたって、やっぱり各職員にあった目標

を設定するというんですか、上司と面談などをして、本人が納得する目標設定し、そしてその結果を評価した場合、その結果に対しても職員がやっぱり納得できるというんですか、そういったことが非常に重要になってくると思いますので、これからまだ本格実施まで少し時間ございますので、その辺のところを人事課内部でも、その辺のところもう少し詰めて、やはり公平公正な制度になるよう努めてまいりたいと考えております。

それから旧三宅、味舌小学校の跡地の問題でございます。当初は売却して教育施設の充実のためにあてていくということだったというご指摘をいただいております。旧味舌小、三宅小につきまして、特に旧味舌小につきましては、さまざまな市民のご要望やご意見が出ておるのは承知いたしております。

ただ、やはり平成17年にさまざまな状況を加味した上で統合の可決をいただいた、すなわち廃校を決めていただいたということは非常に重いものがあるというふうに考えております。そういったことを考えますと、やっぱりなかなか財政状況が明らかな好転を見せてもない現状にあって、この2校の新たな活用を例えば考えていくというようなことは、非常にやっぱり難しいことというふうに思っております。

従いまして、やはり非常に辛いことではありますけど、やっぱりこのあたりで、大胆な発言になりますけども、売却もあるいは賃貸借も含めて資産の有効活用などについて、やはりいよいよ平成26年3月の暫定使用の期限切れにあわせて、いよいよ考えていかなければならない、決めていかなければならない、そのように考えているところでございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 ふるさと納税に関しては、今の答弁ではなかなか納得いかない部分もありますので、政策展開として、このふるさと納税をどうするのかということについて、再度答弁をいただきたいと思っております。

ほかの市は、ふるさと納税するようにいろんな戦略を練ってるわけです。摂津市が何もしなかったら、みんなそっちへ流れていくわけですから、やはり摂津市としても何らかの戦略をとって摂津市に寄附いただくような政策をとらないと、ほかの市、ほかの県は一生懸命やってるわけですから、どんどんそっち側に摂津市の税が出ていくようなことになりかねないので、そのことはやっぱりある意識を持ちながら、政策を展開すべきだと思いますので、そこについて再度答弁をお願いしたいと思います。

それと土地売払収入、結果的には若干高い値で落札していただいたということで、財政サイドとしてはうれしいような話ではないかなと思っております。先日の説明では全て不調に終わるようなニュアンスもあったんですけども、ほとんどが落札して、1件だけが今回不調に終わったということでもあります。そういった意味では、トータルが幾らになるのかあとで教えていただけますか。

人材育成事業、公室長のほうから答弁ありましたけども、これを導入して職場の活性化と職員のやる気が上がるという仕組みになるわけです。実は、ある大学が、職員の組織の活性化率とやる気度合い、公務員のデータをとったんです。

(表を示しながら) こっちにいくほどやる気があって、こっちにいくほど活性化する。一番良いのはここなんです。ここが物すごいやる気のある集団で、組織も活性化してる、一番いい。こういうふ

うに分布しているわけですが、このやる気がないところと組織の活性化率も悪いという、一番最悪はここなんですけど、できましたらこういう評価も、今摂津市がどこにいるのかということと、これを導入したらこっち側に本来来るべきなんですけど、こういうことをきっちり押さえるような努力をしていただきたいというふうに思っております。これは非常にさっき言いましたように画期的な、なかなかこういう市はないような気がしますし、業績評価を導入して給料に反映していくということになりました。

若い人ほどそれを導入すべきだというアンケートが出ています。やっぱり若い人は、自分の潜在能力を高めて行くために、そしてやはり5大欲求の中の一番上が自己実現の欲求です。だから、自分はこうしたいんだと、私の夢はこれだというのに一生懸命向かっていくわけです。

しかし、それだけでは生活は成り立たないので、これが給料と結びつくと、やはり給料が上がるような人材育成をしていくということが大事なので、やはり部下の育成、やる気を上げるということと、部下の給料を上げてあげる、仕事の与え方というのが大事になってきます。

部長、課長は、非常に重要な役割を担うわけです。その人の生涯獲得賃金が変わるわけですから、そのために仕事を与えていくということですから、それを十分に認識しながらリーダーシップを発揮させて人材育成していくということをぜひお願いしときますので、よろしく願います。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 ふるさと納税について答弁をさせていただきます。

平成20年でございましたか、ふるさと納税ということで、当時地方財政計画

の中で交付税に反映させるべく、財源が不足しているということで、東京都の外形標準課税、銀行に対する。これを約3,000億円地方に回すというような形で最終的に地方財政計画は決着をいたしております。

平成20年、同様にして、このときに地方の財源不足に対応するため、ふるさと納税ということで、地方がそういう都市部に対して人材を供給しているということから、好きなどころに納税できるというような制度の検討が行われました。しかしながら、地方税法の根幹を揺るがしかねないこういう税制改革には結局至りませんで、当時寄附金控除という方法で最初に言われたふるさと納税が変遷をしてきたということでございます。

そのことで、先ほど市民税課長が答弁しておりますように、私どものほうでその影響額を調べるというのは、どの程度の税の控除額があったかという、こういう状況になっております。また、私どものほうでふるさと納税があったということは、総務課のほうで一般寄附として受け付けておりますので、その寄附の額をもってふるさと納税にあたるというふうな形にしております。

業務としては、そのように税の控除制度、それから市民からいただきます一般寄附の形をとって現在処理をしているところでございます。これは私どもだけではなく、今例にあげられました米子市でありますとか、泉佐野市においても同様のことがやられております。景品、あるいは物産、地域の名産ということについては、税のほうとしてはなかなか考えておりませんが、市の関係部局との中で、今後検討、研究をさせていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 上村委員の質問が終

わかりました。

ほかにありませんか。

○野口博委員 今の二つの小学校跡地に対する公室長の答弁について、確認をしたいということでの質問になります。

この間、代表質問等々でも市長のご答弁もありました。その内容は手元にありませんけれども、今年度中に結論を出していくということで、その枠の中でのご答弁があったかと思うんです。

今の公室長から、大胆な発言になるけれどもということ前置きされて、売ることのようなそういう方向でのご答弁になっているんだけど、行政側としてのこの問題に対する到達点について、きちっと精査して、こちらも知りたいし改めてご答弁を求めておきたいと思えます。

○三好義治委員長 副市長。

○小野副市長 以前から市長の言葉の中に、売らなくて済むんであればという言葉は出ていたと思えます。

それで、一つ言えることは、平成25年度でもって一定の形が出ますので、市民の利用に供する場合は条例として出させていただくと、今、公室長はそういうことだと申し上げたと思うんですけど、私は説明責任というのですか、売るとなれば今まで学校にソフト、ハードに投資してまいりました。それがいかほどの金額にのぼってきたかということは、議会に対しても、市民に対してもお知らせをするということが一つ。もう一つは、アセットマネジメントであろうとファシリティマネジメントであろうと、それから単独扶助費の問題とか、そういう問題を平成26年度以降、市としてどう考えるかということとあわせて、財源調整が可能なかどうか。

市長の言葉で言うならば、議会のほうから一部、売らなくてもいけるはずのも

のを売るのではないかというような言葉が出ないような形と言いますか、私はそういう行政として持つてる資料の中で、今後どういう行政をします、今後、特にアセットマネジメント、なかなかそこまで行かないけども、ファシリティマネジメントの考え方からまいりますと、公にした上で、それでこういう形でさせていただきたいという形をまず、議会と十分、一度資料も示して、ある日突然にこれですからこうだということにならないのは私もわかってますので、この3月議会も含めて6月議会にこの問題が最大の眼目となりますから、我々も準備をした上で、議会に十分お示しをした上で、一定の市の方向もこういうことで考えさせていただきたいということはすべきであるというふうに考えておりますので、その準備をした上で、今後の議会の議論の中で聞かしていただき、また我々の考え方も述べていきたいという考え方でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 副市長の内容はわかりました。

いろんな運動団体のこともありますので、その活用問題も含めて、丁寧なご説明、懇談を行っていただきながら進めていただきたいということは強く要望してきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第25号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質

疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時1分 休憩)

(午前11時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第24号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 去年かおととしに市全体として管理職手当の見直しが行われました。このときに、なぜ今回提案されているこういう部分について改正されなかったのかということについて、説明いただきたいと思います。

○三好義治委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 今回、保育所所長、幼稚園園長を課長代理級として管理職手当を支給するという一方で、前回の改正のときにも、この園長、所長の問題については内部的には検討はしておりました。

ただ、その時点では課長代理という役職の整理の部分で、幼稚園というのは当時学務課の所管、保育所については子ども育成課の所管で、その課長代理というのはそれぞれの中にいるんですが、主幹という位置づけをしております。主幹兼所長という位置づけをしておりました関係で、そのときには主幹は管理職手当を支給しないということの改正になっている、そのあたりの整理で少しそのときには、もう少し検討しようということになった経過がございます。

今回、近隣各市の状況等も確認しながら、もう一度検討した結果、やはり職務、職責上からも、こちらがいいだろうということで改正させていただくということでございます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第33号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 市職員の退職手当の問題であります。

この間、当然組合との協議もなさって提案に至っていると思いますけども、国会の方で昨年11月16日の解散のときに、わずか2時間の審議で強行採決をしたと。採決状況は、我が党とみんなの党と社民党は反対で、自公民賛成ということで成立をした国家公務員の絡む問題に伴う今回の改正であります。

民間より402万6,000円多いということで削減を求める内容になっておりますけども、いわゆる地方公務員の退職金の問題だとか、今問題になっている7.8%の人件費削減の問題とか、国家公務員と地方公務員のこうした問題に対するこの間の国のやり方を含めて、この間の経過についてどう思っているのかお聞かせいただきたい。

具体的な問題で、組合との協議をなさってきてるわけでありまして。その辺の経過についてお尋ねをしておきます。

そういった退職金は、可決されれば今後こういう形で進むわけでありましてけども、7.8%問題では、国は平成24年度、平成25年度の2か年と言ってますけども、地方自治体の公務員も含めて、こういうこの時限立法的な形でいま出していますけども、これをどう見ているのかということと、今回の退職金の条例改

正に伴う影響額と、7.8%の影響額、なかなか積算が難しいかと思えますけれども、7.8%については、今回の国の地財計画の中では、平年ベースで年間1兆2,000億円に対して、9か月分として9,000億円近い金額を押しつけるために、地方交付税から削減するというやり方でこれを迫っているわけでありませうけれども、そうした影響額についてもあわせて教えていただきたい。

関連して、地方公務員の定年の年数についてもどういう動きになるのか、再任用の問題も含めて、あわせて教えていただきたい。

現在の摂津市の給与の水準問題について聞いておきたいと思うんです。府内で摂津市の職員の月給給与が高いのか低いのかという一般的な質問になりますけれども、これをどう見ているのかということと、地域手当6%の是正問題について、どういうふうに考えているのかというところをあわせてご答弁いただければと思います。

○三好義治委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 順次ご答弁をさせていただきます。

まず退職手当の経過と考え方ということです。5年ほど前、平成18年にも民間企業の退職金との比較ということで調査がございました。

そのときには大きく差はなく、改正ということにはならなかったのですが、改めて平成23年に総務大臣、財務大臣のほうから人事院に対して再調査の要請があり、人事院が独自に調査をしたということの中で、400万円ほど民間の退職金が低いと。これは、恐らく民間の退職一時金が減った部分になるわけですが、リーマンショック等の影響もあってそういった結果になっていたのかなとい

うふうには思っておるんですけども、その部分で言いますと、我々地方公務員の給与というものの考え方は、地方公務員法24条3項に明確に規定がございます。

国や他市、民間事業者の給与という部分でのバランスと言いますか、そのあたりを踏まえて給与のというものは設定されるということで、法的に明確になっておりますので、そういった意味では、国と民間の比較で国が是正した部分については、やはり地方公務員としてもその部分については受けていかなければならない部分であると思っております。

7.8%の問題につきましては、国の方で震災を踏まえての平成24年度、平成25年度の2か年ということになるわけなんですけれども、当初は今回のように国が地方に対して同様の措置を求めるところまではいってなかったんですけども、政権の交代もございまして、今回改めてということになっておるんですけども、国の方で削減した金額については震災の部分にということの考え方ははっきりしておるんですけども、地方が今回7.8%の部分削減した削減額、交付税の絡みもあるというふうには言われてるんですけども、実際のところそれが明確にどうなっていくのかというのが、少し国の予算の配分と言いますか、それを見る限りでもわかりにくいというところはあるのかなというふうには思っております。

最終的にどうするかというところは、先日も少し答弁させていただいたんですけど、慎重な対応が必要であるというふうには思っております。

退職金関係の組合交渉でございませうけれども、やはり組合としてもこの問題については、地方公務員法の規定も含めて国と公務員と民間のバランスの問題から、

一定理解をいただいております、この退職金の問題は、閣議決定が平成24年8月でございましたので10月に申し入れをさせていただいて、その後何回か交渉する中で平成25年2月に協定ということの運びとなりました。

あと、影響額なんですけれども、退職金のほうなんですけれども、400万円の差を段階的にとということで、国の方のスケジュールとは若干違うんですけど、本市の方は平成25年度末の退職者、平成26年度末の退職者、平成27年度末の退職者、この3か年で400万円の差を埋めていこうと考えております、まず初年度の平成25年度末の退職者平均ということで数字を示させていただきたいと思うんですけども、現行制度上から比較すると約140万円程度下がると。平成26年度末の退職者につきましては、約280万円程度退職金引き下がると。平成27年度末、最終には約400万円、ですから平成27年度末以降の退職者については、現況で計算するよりも400万円引き下がるということになります。

7.8%のほうの数字なんですけども、国の方で給与の等級ごとに割合、10%であったり4%台であったりとあるんですけども、そのあたりうちのほうにどうやって置きかえて計算するかっていうところで、少し粗い数字になってしまうんですけども、この7月から3月末まで基本的に7.8%ということを踏まえて削減したときには、おおむね1億6,000万円から2億4,000万円程度の削減効果額というふうになるのではないかと考えております。

それと定年の部分の考え方ということでございますけども、年金との接続の部分の問題で、平成25年度末の退職者から空白期間と言いまして年金が全く出な

い期間が発生すると。平成25年度末の退職者でしたら1年間その期間が発生するということになるんですけども、そのあたり今回の退職金の問題は直接結びつくものではございませんけども、やはり年金が支給されない期間が出てくるといことは、やはり組織としても考えていかなければならないというふうに思っております。

これも、組合との交渉にもなるんですけども、具体的にどうしていくかということは、まだはっきりとはここで申し上げることはできないんですけども、やはりこの空白期間というものに対する何らかの措置ということは考えていかなければならないということで考えておりますので、平成25年度末の退職者からということですから、もう少し若干時間的にはございますので、きちんとした対応を考えていきたいというふうに思っています。

この定年の延長の問題は、国の方で民主党のときにいろいろ経過があって平成24年度中に法改正という話もあったんですけども、現在のところは少し凍結と言いますか、動きがとまっている状況でございます、そのあたりも踏まえながらこの空白期間の考え方というのは整理をしていきたいというふうには思っております。

最後に、他市との給与の比較の部分なんですけど、今回の7.8%、ラスパイレス指数の比較ということで、先日の委員会のほうでも少し触れさせていただきました。給料のみを見ているということの中で、いろんな手当のところも踏まえる必要があるのかなということで答弁させていただいたんですけども、給与で見たときに、大阪府が毎年実施する調査の中で、年齢と給料というのが調査の中であらわれておるんですけど、それを単純

に他市と摂津市を比較したときに、年齢が必ずしも全く一致するわけではないんですけども、ほぼ39歳とか40歳とか、そういう非常に近い中で比較をしたときには、少し本市の場合は具体的な市名を出しますと茨木市であったり、豊中市なんかと比較をすると、大阪府が調査をした数字だけを見ると低いのかなというふうには思っております。

当然、地域手当の問題がございますので、やはりそのあたりを踏まえる。逆に地方公務員法の24条3項で他市との比較ということも触れさせていただきましたが、そういう意味では、他市、近隣市との地域手当の違い、4%は非常に大きな数字ですので、そのあたりをどういうふうにとらえて踏まえていくのかというのが、今後課題であるかなというふうには思っております。

地域手当はについて、他近隣市はおおむね10%で、本市とは現在4%の差異がございます。国の給与構造改革のときにこの設定がされているわけなんですけども、国の方へもアクションを起こしたりはしてはしておりましたが、今のところ現状に甘んじてるという状況でございました。

今後ともこの問題については、特にこの7.8%の問題を考えるときには、一定考慮する必要があるというふうに認識をしております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 長年にわたり、いわゆる中曽根内閣時代の臨調行革だとか、いろんな意味で、歴史的にはこういう時代の流れの中で、公務員バッシングを含めていろいろ出てきているわけでありまして。

しかし、今回の7.8%にしても、退職金にしても、地方の自主権も尊重しないでやってきているという色が濃いですか、その退職金についていろんな

見方もありますけど、退職金とこの7.8%問題を見ますと、いわゆる地方公務員の賃金問題に対して、過去持っていた国の地方の関係も度返ししてやってきているということが言えると思うんです。

この公務員全体の賃下げ問題について、二つの目的が私あると思っています。

一つは、働く皆さん全体の賃金水準を下げていくんだということが一つあります。これは、今アベノミクスで大きく問題になっておりますけども、物価を上げると、そのために日銀が1万円を刷って、民間銀行が持っている国債を買うんだと。それを通じて、市場にお金をはき出すんだということをおっしゃってんだけども、結局今でも260兆円を超えるお金が余っているわけで、金余り状況は一緒なんですけど、そこにお金を突っ込んでも、結局国民の生活に回ってこないのははっきりしているわけです、そういう政策をとっていますけども、そういう中で今年の11月から海外の投資が円を4兆円を超えるお金で買収されている、海外投資家の投資が円安を大きくそこにも引き込んでいるということを専門家は言われています。そんな中で、やっぱり働く皆さんの賃金を上げるんだということで、我が党も国会では、例えば500億円を超える内部留保を持っている企業700社を調査しまして、それで結果として1%の内部留保を取り崩せば、8割の企業で月1万円の賃上げが出きんだということも示しながら、安倍首相にも頑張ってもらいたいというエールも送りながら取り組んできているわけです。

その中で、ローソンをはじめ幾つかの企業で、一時手当だとか含めて、いわゆる基本給ベースアップまで行かないけれども、ボーナスだとか一時金だとか、一定そういう波及効果が出て、安倍首相の

ほうでもそういう企業の名前をブログで紹介されているということもありますけども、全体としては、働く皆さんの給与をふやしていくためどうするかということが問われていますけども、その中心はベースアップなんですけど、なかなかそこには行かないということが大きな問題であると思っています。

そういう中で二つ目の問題でありますけども、もう一つは来年消費税が導入されます。この秋には、この短観の景気状況を見て、政府としてどうするか決定をするということで、消費税増税の前提条件につくっていくんだということで動いています。

今回の新年度政府予算では、生活保護費の切り下げ問題も入っておりますけども、こうした生活保護費を含めた社会保障制度の改悪に突っ込んでいくと。その前提状況をつくっていくんだと、露払いをしていくんだというねらいがもう一つあると思っています。

1月28日に総務大臣がこんなことをおっしゃってるんですね。今後、負担増をお願いすることになる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、さらなる行政改革を取り組む姿勢を示すことが重要だと。だから、今後社会保障制度改悪で国民に負担を押しつけていくと、その露払いをやっていくんだということに、こうしたことがこの発言にもあらわれていると思っています。

この地方公務員なり、国家公務員の公務員全体の賃金が下がれば、いろんな面で大きな問題があると思っています。労働総研の公務員が10%賃金を引き下げた場合に、その影響について、その影響は626万人に及び、GDPで約3兆円減少するんだというふうに言っており

ますけども、いろんな面で地域経済には公務員の賃下げについては、大きな影響を与えるというのが一つあります。

もう一つは、今回先ほど申し上げたように、国が示した政策を進めるために、本来、地方自治体の財源であるべき地方交付税を削減して強行を迫るという、こんなやり方であります。

これに対して、地方公共団体の6団体は、ご承知のとおり1月27日に共同声明を発表しました。ちょっと読ませていただきますけども、そもそも地方公務員の給与は、公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものでありますと、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでないという、こういう要請を、共同声明を行っているわけです。

そういう点では、この許せないことを今回やろうとしているわけでありまして。国会の方では、雇用問題について、例えば政治家が身を切るということも、その理由として与党の議員もおっしゃってるわけでありましてけども、その身を切るということで、その一つとして公務員の給与、退職金問題について削減を強行しているわけでありましてけども、そういう政党政治家が身を切るならば、いわゆる政党助成金、年間320億円でありましてけども、この間17年間で総額5,700億円になりますけども、これこそやめるべきだということを我が党も主張しながら、この問題に取り組んできてはいますが、やっぱり地方自治体の現場では、確かに労使協議で協定書を結んだと言っ

ても、その持っている問題の性格を見た場合に、なかなか賛成できないと私思っています。

そこで、いろいろ市独自の問題についてはご答弁あったように、6%の地域手当の是正問題も当然ありますし、単純には、今後出てくる7.8%、いかにだろうと思いますけども、少しこの間の摂津市の人件費の推移を申し上げながら、頑張っているんだということもちょっと申し上げておきたいと思えます。

いただいた資料で見ますと、平成10年度と平成23年度の人件費を比べますと、平成10年度が総額で93億円であります。平成23年度は62億円であります。単純に1年間で比較しますと、この13年間で年間で換算しますと30億円の人件費の削減効果が出ているという点でも、大きな貢献をなさってきているというふうに私どもも思っています。

職員の数を見ても、平成10年度、正職870人、非正規が188名、平成23年度が正職654人、非正規が428人ということで、総数を見ますと1058人から1,121人とふえています。構成率を見ますと、正職ではこの13年間で75%になっています。非正規は2.28倍になっています。こんな職員構成の中で、たくさんの人件費削減が行われてきたという点では、いろんな意味で貢献なさってきていると私どもは思っていますけども、ぜひ、その摂津市のいろんな状況を見たときに、地域手当6%の問題も含めてきちんと押さえていただいて、今後進めていただきたいと思います。

根本的な問題今申し上げたような、こういう問題も含んでおりますので、これはきちっとまた申し上げて、本会議で反対をしていきたいと思えます。

これを申し上げて、質問を終わります。

○三好義治委員長 ほかありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第4号の審査を行います。

本件については、補足説明は省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第16号の審査を行います。

補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 摂津市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、平成24年5月11日に公布となりました、新型インフルエンザ等対策特別措置法に伴い、本条例を制定するものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定されたものです。新型インフルエンザ等対策特別措置法の柱には、体制整備と緊急事態発生の際の措置がありますが、体制整備につきましては、国や地方公共団体の行動計画の策定や、発生時の対策本部の設置、特定接種の実施や海外発生時の水際対策の的確

な実施などが明記されています。

また、緊急事態発生の際の措置につきましては、外出自粛の要請・指示や興業場や催物等の制限要請・指示、住民に対する予防接種、医療提供体制の確保、緊急物資の運送の要請・指示、特定物資の売り渡しの要請・収用、埋葬・火葬の特例、生活関連物資等の価格の安定、行政上の申請制限の延長等、政府関係金融機関等による融資が明記されています。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、本条例の目的について規定しております。第2条では、新型インフルエンザ等対策本部の組織について。第3条では、対策本部の会議について。第4条では、部の設置とその組織について。第5条では、委任事務について規定しております。最後に附則でございますが、この条例は規則で定める日から施行するものでございます。

○三好義治委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回の条例案につきましては、去年の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいての設定ということで説明があったわけですが、これまでに背景と大意と言うんですか、一定摂津市でも行動計画を策定をされたりとかいうことで、されてきておりますけども、この内閣府なんかが出しているのを見ますと、この行動計画をまた国がつくり、都道府県がつくり、そして市町村がつくっていくというふうなことが示されていますので、今まで取り組まれてきたことと、今回特措法ができて、これから今回の条例も含めて、どのような取り組みをしていくことになるのか整理をさせていただきたいと思っておりますので、全体像

をお示してください。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 ご質問の、以前までの取り組み、それから今後の方向性について説明させていただきます。

市では、平成22年3月に摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画、並びに摂津市新型インフルエンザ業務対応マニュアル、業務継続計画について作成を行っております。

今回の対策措置法の立法化と、それから政府の行動計画、これは先日の委員会のほうでもお答えさせていただきましたが、現在、政府の行動計画については、パブリックコメントが実施されております。それから、その後に大阪府の行動計画が作成される予定になってございまして、その動向を見ながら、市のほうでも行動計画や業務対応マニュアルの改訂を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 その中で、前は総務防災課のほうで行動計画を作成されたということですが、その位置づけと、今回また新たに作成をされるということなんですけども、その作成する体制等をどのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 平成22年3月には、その当時の総務防災課で行動計画はまとめてまいりました。

ただ、専門的な部分につきましては、保健福祉部と十分協議をしながら作成していったのですが、今回の対策本部条例につきましては、部の庶務としまして、防災管財課でやっていくこととなりますが、今後の行動計画や対応マニュアルにつきましては、保健福祉部を中心に災害対応、その行動計画の中には備蓄をどの

ようにするか等も含まれておりますので、そういう部分につきましては、現在市のほうで備蓄しておりますものを兼務してもよいとか、そういう条文が入ってますので、そういうものを、現在の災害対応の方向性とあわせて保健福祉部中心に行動計画をまとめていただきたいと思います。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 これは今あまり話題にはなっていませんけど、やっぱりこれ、もしこの発生しますと、大変な被害になることはもうわかっているわけございまして、数年前、大変な話題になりましたけども、ちょっと今違う方面、どちらかと言うと災害とか、震災とかいう部分に焦点が当たってますけども、これはどちらかと言うとマスコミがたまたま取り上げてないということに通ずると思うんですけども、そういう意味では、万全の体制をつくっていただくように要望しておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。
野口委員。

○野口博委員 具体的に今ご質問あったように、今後の作成についてはそういうことだと思いますけども、昨年4月に国会で成立したわけでありまして、そのときは自民党さんは棄権されて、社民党と我が党が反対という各党の対応の中で可決、成立をしたということでありまして。

我が党がなぜ反対したかというのは、いろいろ説明もありましたけども、09年の世界的なインフルエンザが流行したことを受けて、今回そういうふうに対応しようとしておられるわけでありましてけれども、危機対策として強権的な集会や、施設を制限することについて、多くの懸念がされていると。国民的な議論が不足

をしているということで、閣議決定から3週間足らず、わずか5時間で国会では可決をしたということでありまして。その間にいろんな議論は総合的にされておったわけでありましてけども、結果出された中身は、危機管理中心で人権を制限する可能性の強い中身も含まれているということが一つあります。

そして、日常的な、医師をちゃんと確保するという医療体制・マンパワーの問題をちゃんとすることが最大の対応策になると思っておりますけど、そういう点もきちっと論議をされてないとか、専門家の意見聴取や各地での公聴会を含め、徹底的な慎重審議がされてないということを含めて、こういう態度をとったわけでありまして。こうした経過について、タミフルだとか、実際使うワクチンの中身も含めて、どういうふうにするかという担当として受けとめているのかということをお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 医療体制についてでございますが、もともとこの法律の中には、先ほども部長のほうから説明させていただきましたように、外出の自粛、抑制とか、かなりの制限が課せられるような法律になってございます。

こちらについては、市が直接行うものではなくて、大阪府の行動計画、都道府県が主体となって行動計画をまとめていくという方向になってございます。医療体制の確保につきましても、また緊急物資の輸送要請・指示につきましても、大阪府が中心になっていくもので、摂津市においては、むしろ住民に対する予防接種でございますとか、対策会議を設置して、その対策を求めるといったような内容になってございます。

行動計画におきましては、医療体制、

予防接種の内容につきましても、今後の行動計画の中で議論をさせていただきたいと思います。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 要望にしておきますが、1月29日の読売新聞で、こう述べているわけですね。

この特別措置法って何ですかという題目で、幾つかの大学の教授の考え方を紹介をされてます。一つだけ紹介しますと、いわゆるタミフルやリレンザの抗インフルエンザ薬ではなくて、プレパンデミックワクチンということをやっています。この問題に対して、09年の状況として、日本で死亡者が少なかったと、被害は少なかったということをとらえて、日本ではタミフルやリレンザの抗インフルエンザ薬の早期投与が有効に機能し、他国と較べて死亡率を抑えた点を取り上げ、新型インフルエンザの第1波は抗インフルエンザ薬でしのぐことのほうが、有効性がよくわからないプレパンデミックワクチンの備蓄よりも現実だと、これは東北大学の渡辺教授の発言でありますけども、紹介しています。

こういう点も含めて、短期間で検討して出された法案ですので、いろんな問題あるかと思いますが、こういう中身も含めて注視をしていただいて、実際、対応をお願いしておきたいと思います。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

上村委員。

○上村高義委員 先ほどの説明の中で、この平成22年3月に策定された対策行動計画がありますけども、今回、国のほうから条例を制定しなさいということでありますけども、この条例中の第2条の本部長というのは、前の行動計画では本部長は市長と明確にうたっておるわけですけども、新しくつくる行動計画の中で

は、この本部長は市長とするという文言になるのかということも確認したいということと、今のこの行動計画の中を見ると、マニュアル文書のところで、摂津市内にそういうインフルエンザがはやってきた場合に、たくさんの人が集まることについては自粛を要請するような形になってるんですけども、前回もはやったときも、いろんな行事やイベントをするかどうかを、もう各種団体に委ねられたというか、摂津市の方針が明確でなかったために、あったかどうか知らないですけども、伝わらなかったために、各団体が自発的に今回のイベントは中止しようかということで、非常に迷ったわけですけども、この要請という意味合いのところは、非常に気になるんですけども、そこらはどういう動きになってるかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 まず、インフルエンザ等対策本部条例の内容につきまして、お答えさせていただきます。

今回の条例の中では、本部長につきましては市長、それから副本部長につきましては副市長、その他部長級の職員で対策本部を構成するというふうになってございます。それから、その他の職員につきましては、我々防災管財課と保健福祉課のほうの職員が対策本部会議に入るといった形になります。

それから、催物等多くの方が集まられる場所の制限につきましては、もともとこの対策本部条例自身は、国が新型インフルエンザ緊急事態宣言というのを発したとともに、対策本部を設置しなければならないという法律になってございます。その法律に基づいて、先ほども申し上げましたように、それぞれの施設の使用制限につきましては、大阪府が判断しながら

らしていくというふうになってますので、その方向性に基づいて、各施設の制限・自粛、それから外出自粛の要請等を発しされるもので、大阪府の制限に基づいて取り扱っていくということになると思います。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 わかりました。

この行動計画も、先ほどの地域防災計画と同じで、つくったこの行動計画に基づいて、とりわけ第3段階というか、感染拡大期等々を想定した訓練を行って、そのとおり人が動くかということと、資機材があるかということも含めて、ぜひ検討をしていただきたいということで要望しておきます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

ほか質問ありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第16号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成25年度委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、次に視察事項、視察先、視察日程等について協議を行いたいというふうに思います。

去年は和歌山県のほうで防災の視察をさせていただきました。そのときに、2人の議員の方から、実質は3名が提案されて、その一案で行ったんですが、他にも提案された方おられますので、それと2日前に皆さん方に今日考えて来てくださいということもお願いしておりますので、腹案がある方、提案をお願いしたいというふうに思います。

上村委員。

○上村高義委員 前回も提案をさせていただきましたんですけども、今回の委員会の中でもファシリティマネジメントという文言が出てきて、これを実際に取り組んでいる市を訪問したいということで、事務局で調べてもらったところ、岡山県の倉敷市がそれに取り組んでいるということですので、ぜひ現地に行って調

査をしたいと思っています。

それともう一つは、定住促進政策ということで、定住自立圏構想という取り組みを丸亀市がしておりまして、どういう形で取り組んでいるかというのを視察したいと思っていますので、提案させていただきます。

○三好義治委員長 今、上村委員から岡山県倉敷市と香川県丸亀市の提案がありました。ほかの委員の皆さん方、提案ございますか。

他にないようですので、今、上村委員から提案ありました香川県丸亀市の定住促進政策と、もう1点は岡山県の倉敷市のファシリティマネジメントについて、この2市を訪問するというので異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしということですので、視察先、視察事項はそのように決定します。次に、視察日程ですが、5月30日と5月31日の2日間で行こうと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 それでは、平成25年度の総務常任委員会の行政視察につきまして、日程につきましては5月30日と5月31日の2日間で、香川県丸亀市の定住促進政策についてと、岡山県倉敷市のファシリティマネジメントについて視察することに決定させていただきます。

ちなみに、香川県丸亀市については、人口が11万2,270人で、定住自立圏構想に取り組んでおります。

岡山県倉敷市については、人口が69万3,525名で、民間企業出身者を中心として、施設等を総合的に企画、管理、活用することに取り組んでいるということをお伺いしております。

本会議最終日において、常任委員会の

所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政についてを、平成25年9月29日まで閉会中に調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時59分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 野 口 博